

2024年度

神奈川県海外技術研修員募集要項

2024年3月

神奈川県

# 2024年度神奈川県海外技術研修員募集要項

## 1 事業の目的

地域からの国際貢献の一環として、開発途上国等から技術習得のための研修員を受け入れ、神奈川県内の試験研究機関等で実務研修（以下「専門研修」という。）を実施することにより、その国の経済、社会及び文化の向上に人材育成の面から寄与することを目的として実施します。

## 2 募集人数

3名程度

## 3 研修員の資格

開発途上国等\*の国民で、次に掲げる要件を全て備えた者

※ DACによる援助受取国・地域リストに明記されている国

- (1) 現在所属している機関等に、研修を希望する分野で1年以上\*勤務している者で、将来その分野において中堅指導者となる意志と資質を備えている者 ※2024年1月1日時点
  - ・帰国後、同じ機関等に研修した分野で復職できる方が対象
  - ・学生は対象外
- (2) 原則として、日本語による研修を受けられる理解力及び会話力を有する者  
専門研修は日本語により行われ、通訳はつきません。  
研修先で英語での対応が可能な場合は、英語で研修を行います。その場合でも日常会話程度の日本語能力は必要です。
- (3) 研修を受けることに支障がない、心身ともに健全な者
- (4) 2024年8月1日時点での年齢が、満18歳以上40歳未満の者
- (5) 日本国以外の国籍を有している者
- (6) 過去に法令に違反して、刑事処分や強制退去等の行政処分を受けたことのない者
- (7) 単身で来日し、研修を受けることに支障のない者

## 4 研修分野

- (1) 日本語教授法
- (2) 水質管理・水質検査
- (3) ウイルス検査  
《資格条件》
  - ・大学（医学、獣医学、薬学、衛生化学、理学等）卒業後、実務経験3年以上
- (4) リハビリテーション専門職種（理学療法士または作業療法士）の学生教育  
《資格条件》
  - ・大卒以上
  - ・母国にて医学的リハビリテーション（理学療法士または作業療法士）に関わる養成教育に従事している者（大学または専門学校またはそれに類する教育機関など）
  - ・病院などの施設で医学的リハビリテーションに従事している者は不可

## 5 推薦機関

申込みに当たっては、次に記載するいずれかの推薦機関の推薦により、受け付けます。なお、推薦機関は、研修員所属機関（申込者が所属する機関）と同一でも別でも構いません。

- (1) 神奈川県の友好交流地方政府及びその他の地方政府
- (2) 在外神奈川県人会
- (3) 神奈川県の各部局等から紹介のあった海外の公的な試験研究機関等（ただし、当該機関に所属する職員を推薦する場合に限る。）

- (4) 神奈川県内の市町村の友好提携先
- (5) 駐日外国大使館及びその紹介のあった海外の公的な試験研究機関等
- (6) 神奈川県出身等の青年海外協力隊員又はシニア海外協力隊員等（ただし、協力関係にある現地団体に所属する職員の推薦に限る。）
- (7) 神奈川県のグローバル戦略の推進のため適当と認められる機関

## 6 採用決定

2024年6月中旬頃に推薦機関を通じて申込者に通知します。

## 7 研修期間

原則として、2024年9月中旬頃から2025年3月上旬頃まで  
研修期間中は、特別な事情のある場合を除き、研修期間の変更や一時帰国等は認めません。

## 8 研修の方法

神奈川県の機関又は県が委託した各機関の通常業務に沿った実務研修の形で実施します。

## 9 研修に使用する言語

**原則日本語。**

ただし、研修機関が英語での対応が可能な場合は、英語での研修も可とします。その場合でも日常会話程度の日本語能力は必要です。

## 10 宿泊施設

神奈川県が指定する施設

## 11 研修にかかる経費の負担

神奈川県は、研修の実施に必要な次の経費を負担します。  
(経費の増額や支給方法などについての要求には一切応じられません)

【本人あてに支給】

- (1) 支度料 25,000円（来日後に支給）
- (2) 生活費 月額85,000円（食費含む）
- (3) 国内交通費 到着及び帰国時の成田空港等から宿泊施設までの交通費相当額  
宿泊施設から専門研修機関までの交通費相当額
- (4) 書籍費 10,000円（来日後に支給）
- (5) 資料別送料（帰国前）
  - ・アジア地域及びその他の地域 6,000円
  - ・中近東、中南米地域、欧州地域 11,000円
  - ・アフリカ地域 15,000円

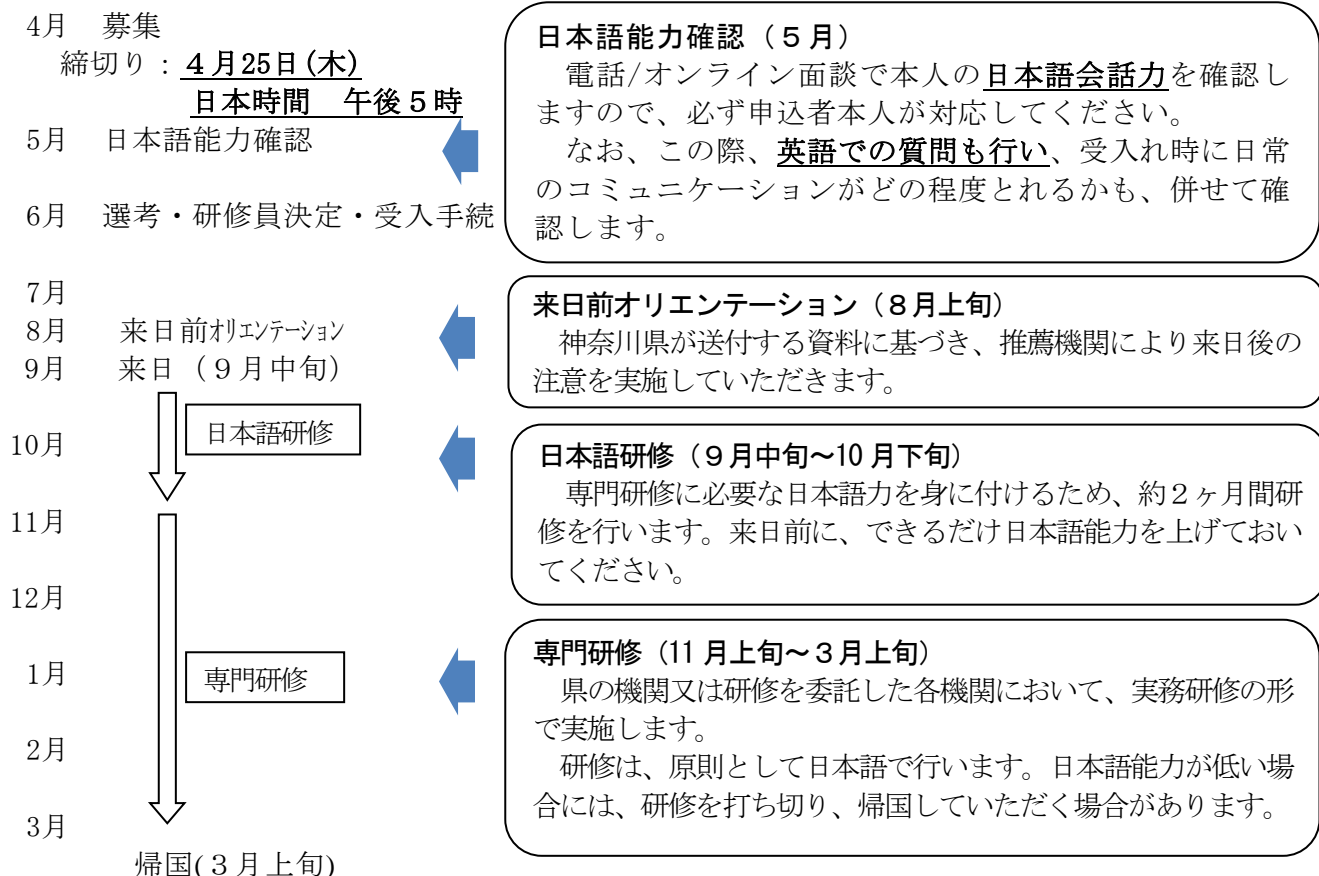
【神奈川県で手配】

- (1) 渡航費のうち研修員が居住する国の最寄りの国際空港から日本まで最短経路のエコノミークラス往復航空券
- (2) 宿泊施設の支払い及び入居手続（研修中は神奈川県が指定した施設に滞在）
- (3) 外国人研修生総合保険の加入手続及び実費相当分の支払い

## 12 修了証

神奈川県は、この制度による研修を終了した者に研修修了証を授与します。

## 13 スケジュール



※事業内容については、変更の可能性があることを御承知おきください。

### 研修員の神奈川県滞在中の留意事項

#### 1 研修員の責務

研修員は、次の各号の責務を負う。

- (1) 日本国の法令に従うこと。
- (2) 研修期間中においては月別報告書を、研修終了時においては総合報告書を神奈川県に提出すること。
- (3) 研修及び日常生活について、神奈川県及び専門研修機関の指示に従うこと。
- (4) 研修期間中、健康等の自己管理に努め、この制度の趣旨に則り、誠実に研修を受けること。
- (5) 研修終了後速やかに帰国し、研修成果の普及に努め、自国の発展に寄与すること。
- (6) 日本に滞在中、利益あるいは収益を目的とした仕事に従事しないこと。
- (7) 日本に滞在中、県民との交流に努めること。
- (8) 帰国後は、研修受け入れ機関をはじめとした県とのネットワークを維持するよう努めること。
- (9) 帰国後1ヶ月以内及び翌年以降3年間毎年12月末までに「帰国後の状況(変更)報告書」(第10号様式)により、帰国後の活動状況等について推薦機関又は研修員所属機関を通じて県に報告するものとする。なお、所属機関が変わった場合は、その都度、「帰国後の状況(変更)報告書」(第10号様式)により、推薦機関又は研修員所属機関を通じて県に報告するものとする。

## 2 研修員に対する措置

神奈川県は、次の各号に該当する研修員に対し、研修の中断、医療機関の斡旋、研修の打ち切り、又は帰国等の措置を取ることがある。

- (1) 申込書類の一部又は全部に虚偽の記述をした者
- (2) 「研修員の責務」のいずれかに違反した者
- (3) 日本語能力が著しく不足し、研修の実施が不可能と神奈川県が判断した場合
- (4) 研修員が、傷病等により研修の実施が困難となった場合
- (5) その他、研修員として著しくふさわしくないと神奈川県が判断した場合

## 3 研修中の医療機関の受診

- (1) 研修員は、来日した際、日本国内で健康診断を受けなければならない（受診料は神奈川県負担）。
- (2) 研修員は、傷病、妊娠等健康上の問題が発生し、県から受診の指示を受けた場合は、速やかに医師の診断を受けなければならない。

## 4 身元保証

研修員の入国及び在留に関する法令上の身元については、神奈川県が保証

## 5 保険

研修員が故意又は重大な過失により専門研修機関又は第三者に損害を与えた場合、神奈川県はその責任を負わず、研修員本人が負う。万一の傷病及び賠償責任が発生した場合に備え、(財)国際研修協力機構の外国人研修生総合保険に加入（保険料は神奈川県負担）しなければならないが、保険が適用されない費用については研修員本人の負担とする。

## 研修員所属機関の役割

### 1 研修員の支援

推薦機関と協力し、次のような支援を行う。

- (1) 研修員来日前後、専門研修の内容の調整を行う。
- (2) 研修期間中、進捗状況を把握し、必要な指導を行う。
- (3) 研修員帰国後、職場内や地域において研修の成果が十分に活かされるよう、必要な支援を行う。

### 2 研修成果の活用

研修員帰国後、推薦機関と協力し組織内や地域における研修成果の普及に努める。

## 推薦機関の役割

- 1 本事業の趣旨、研修員の資格要件、責務、研修概要等、その他募集要項に記載されている事項について、申込者に十分に周知し、その理解を確認する。
  - 2 神奈川県と申込者（採用後は研修員）の連絡窓口となり、各種連絡調整を随時実施する。
  - 3 神奈川県が研修員の選考を行う際に必要な情報を提供する。
  - 4 研修員の支援
    - (1) 来日までに、日本語の能力をできるだけ高めるよう指導する。
    - (2) 研修員来日後の生活上の注意点について、神奈川県から送付する資料に基づき、指導する。
    - (3) 研修員来日前後、専門研修の内容の調整を行う。
    - (4) 研修期間中、進捗状況を把握し、必要な指導を行う。
    - (5) 日本国内において研修員に不測の事態が発生した場合は、県が求める協力を推薦機関は応じることとする。
    - (6) 帰国後、研修の成果が十分に活かされるよう、報告会の開催など必要な支援を行う。
  - 5 研修員の帰国後の活動状況等の報告「帰国後の状況（変更）報告書」（第10号様式）の提出  
研修員の帰国後、現地における研修成果を確認し、帰国後1ヶ月以内及び翌年以降3年間毎年12月末までに「帰国後の状況（変更）報告書」（第10号様式）を提出する。また、所属先の状況に変更があった場合は、都度速やかに報告する。
- ※ 推薦機関がこれらの役割を果たせないと県が判断する場合は、県は当該団体を推薦機関として認めないことができる。

## 申込書類と記入上の注意

### 1 申込書類

申込みに当たっては、以下の書類を期限までに郵送及び電子メール両方で提出してください。書類は、原則として日本語で記載してください。英語での記載も認めますが、その場合は必ず英文タイプによるものとします。手書きで作成された応募書類は受理しません。

提出された書類は、一切返却しません。また、書類の不備や締切日を過ぎたものについては、受理しません。書類に虚偽の記述が認められた場合、申込みは無効となります。

申込書類の記載が不十分で、神奈川県が受入機関の手配に必要な情報が得られない場合は、選考の対象としません。

#### (1) 推薦書（第1号様式）

推薦機関が記入。代表者は、推薦機関の長

#### (2) 神奈川県海外技術研修員申込書（第2号様式）

「現住所」欄には、申込者本人に確実に郵便物が届く住所を記載

#### (3) 履歴書（第3号様式）

- ・「7 日本滞在経験」の欄には、滞在経験なしの場合、「なし」と記載(空欄にしない)。
- ・滞在経験がある場合、特に研修での滞在の場合は、「目的・理由」欄に具体的に記載
- ・日本で刑事処分や行政処分を受けたことがなければ、「目的・理由」欄に「処分歴なし」と記載。

#### (4) 研修希望調書（第4号様式）

専門研修機関との調整や研修員の選考は、主にここに記載された内容と「背景調査書（第8号様式）」に基づいて行うので、「4 研修目的」、「6 研修修了後の習得技術活用」及び「7 希望する技術研修内容」欄は、詳細かつ具体的に記載する。推薦機関が記載した場合は、必ず、申込者本人に記載内容を十分周知し、了解を得てください。

#### (5) 語学能力調書（第5号様式）

現状の語学能力を記載。申込書類受付後、日本語会話力について電話で確認を行うので、必ず、申込者本人が電話に出られるようにしてください。

#### (6) 健康診断書（第6号様式）

神奈川県が指定する診察項目を全て満たすものであれば、現地医療機関の発行する書式でも可。

ただし、その場合は日本語又は英語の文書とし、それ以外の言語のものは、日本語か英語の翻訳を添付のこと。

#### (7) 誓約書（第7号様式）

#### (8) 背景調査書（第8号様式）

- ・推薦機関又は申込者の所属団体が記載。
- ・「語学能力調書」で、現在日本語能力がE（初歩的なレベルにいかないレベル）の方については、来日までに語学力を上げるために候補者が取り組んでいることや、今後取り組む予定があれば、記載してください（週〇回、日本語の個人教授を受けている、又は受ける予定など）。

(9) 送出し機関（研修員所属機関）概要書（第9号様式）

申込者の所属機関が記載。必ず代表者の押印又はサインを記入

(10) 最終出身校卒業証明書

最終出身校が発行する、その学校を卒業したこと、卒業年、取得した学位、専攻内容を証明する書類。最終出身学校からの取得が困難な場合は、卒業時に渡された卒業証書の写しも可。（卒業証書原本は決して送らないでください）

日本語又は英語以外の言語のものは、日本語か英語の翻訳を添付

(11) 復職証明書

所属機関で、次のことを証明する文書を日本語又は英語で作成して送付（原本に限る）。

① 申込者が、これから研修を受けようとする分野で現在勤務している職員であること及びその従事期間。

② 帰国後、現在の所属機関に、習得した技術を要する業務に復職すること。

また、下部に、研修員本人から、帰国後、現在の所属機関に復職し、習得した技術を活用する旨、記載してください。

日本語又は英語以外の言語のものは、日本語か英語の翻訳を添付してください。

（証明文例）

申込者は、〇年〇月〇日から、本機関で、（職種・勤務内容）として勤務をしている職員であることを証明します。

また、帰国後は、本機関で、（研修内容を活かせる分野）に復職させます。

所属機関署名

私は、研修終了後、帰国し、上記機関に復職し、研修成果を生かして、自国の人材育成に努めるとともに、研修受け入れ機関をはじめとした神奈川県とのネットワークを維持するよう努めます。

申込者署名

(12) 所属機関の業務内容や所在地等を証明する書類

登記・登録があれば公的な機関が発給する証明書。ない場合は、パンフレットなども可。

(13) 写真 3枚

3か月以内に撮影された、サイズ縦4cm×横3cm、上半身正面、脱帽のもの

そのうち1枚は、第2号様式の写真欄に貼付する。また、写真の裏面には氏名を記載。

(14) パスポートの写し（パスポートを有している場合に限る。）

氏名、パスポートの記号番号、顔写真が鮮明にわかるよう、そのページの写しを送付。

(15) 推薦機関からの添付書類

① 連絡先について

② 推薦機関の団体概要

2 申込書類提出方法と締切

電子メール及び郵送 ※両方必要です。

電子メール：2024年4月25日（木）日本時間 午後5時 必着

郵送：2024年5月15日（水）必着



3 推薦書類送付先・問合せ先

電子メール：[kk-kokusai@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:kk-kokusai@pref.kanagawa.lg.jp)

郵送：

神奈川県国際文化観光局国際課国際交流・協力グループ

海外技術研修員担当 宛

〒231-8588 日本国神奈川県横浜市中区日本大通 1

連絡先：

TEL 045-210-3752 (直通)

FAX 045-212-2753